

社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会指定介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会が設置する指定介護予防支援事業所である都島区地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」）の事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現、利用者の実現に向けた適切なサービスを選択できるよう目標指向型の計画を策定するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の運営に当っては、利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行えるように配慮する。

- 2 事業の運営に当っては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス又は福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うと共に、地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行う。
- 3 指定介護予防支援の提供に当っては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当っては、大阪市、地域包括支援センターの総合相談窓口、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
- 5 事業の運営に当っては、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 上記の他「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令第37号。以下指定介護予防支援等基準）」を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 指定介護予防支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- (1) 名称：都島区地域包括支援センター
- (2) 所在地：大阪市都島区都島本通3丁目12-31

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤職員）

管理者は、所属職員を指揮監督し、指定介護予防支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 従事者4名以上（常勤職員）

従事者は、保健師等、指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置し、利用者からの相談に応じ、及び利用者がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、本人や家族の意向を基に、介護予防サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 営業時間外においても緊急事態に関しては対応可能な体制を確保する。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 第3条に定める事業所内で来所・電話による相談を受ける他、利用者や家族の居宅・居所に向いて相談を受ける。

- 2 介護予防サービス計画作成に当っては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置づけるように努める。
- 3 介護予防サービス計画に基づく介護予防サービスの実施に当ってのサービス担当者会議は第3条に定める事業所内で開催する他、利用者・家族の希望により利用者・家族の居所等において開催する。
- 4 担当職員の居宅への訪問頻度は、最低3ヶ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった時とし、日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、介護予防サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整など必要に応じて随時訪問する。
- 5 指定介護予防サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画及び作成を指導するとともに、サービス実施状況等に関する報告を月1回聴取する。
- 6 その業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託し、(指定介護予防支援等基準第12条)に基づき適正に実施する。
- 7 利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
- 8 前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の居宅等を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、これに要した交通費の実施支払いを受ける。ただし、この場合、あらかじめ利用者又はその家族に対し、内容についての説明を行い、同意を得る。

(事業の実施地域)

第7条 事業実施地域については都島区のうち4地域(桜宮、東都島、都島、中野)とする。ただし利用者の緊急、臨時等の状況が認められる場合はこの限りではない。

(高齢者虐待防止について)

第8条 事業者は虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第9条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の継続実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修又は訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業者は、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に徹底周知を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修又は訓練を定期的実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第11条 その運営については、区内の住民の開かれたものを目指すため、必要に応じて運営に関する意見等を受け入れる方策を講ずるものとする。

- 2 利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、職員の勤務体制を整備するとともに、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設ける。
- 3 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も同様とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(付則)

- (1) この規程は平成18年4月1日から施行する。
- (2) この規程は平成23年4月1日から施行する。
- (3) この規程は平成24年4月1日から施行する。
- (4) この規程は令和6年4月1日から施行する。